

第 10 回 経済の自由 (1)

私たちは、自由に移動し、転居し、職業を選択・遂行し、財産をもつことができます。ところで、そのようなことが自由にできるのは当たり前であると思っていませんか。しかしながら、歴史を振り返り、あるいは、世界に目を広げれば、決して当たり前のことではありません。今回と次回では、モノやカネに関する自由である経済的自由権について考えます。今回は、日本国憲法が保障する経済的自由権のうち、居住・移転の自由(22条1項前段・2項)と財産権(29条)を取り上げます。

1. 公共の福祉

- ・ いかなる人権も、絶対無制限に保障されるのではなく、公共の福祉による制限がある。
- ・ 公共の福祉とは、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であり、自由権一般には、12条や13条を根拠とした必要最小限度の内在的な制約のみが認められ、経済的自由権には、22条や29条を根拠に、福祉国家理念の実現という見地からの政策的な制約が予定されている。

2. 居住・移転の自由

- ・ 22条1項前段が保障する居住・移転の自由とは、どこに住み、どこへ移動するかについての自由であり、これには旅行の自由も含まれる。
- ・ 22条2項は、外国移住の自由と国籍離脱の自由を、日本国民に対して保障する。
- ・ 海外渡航の自由(外国旅行の自由)が憲法のどの条項で保障されるかについては、争いがある。22条1項の居住・移転の自由に含まれるという見解や、13条の幸福追求権に含まれるという見解もあるが、判例は、22条2項の外国移住の自由に含まれるという(帆足計事件判決(最大判昭和33年9月10日民集12巻13号1969頁))。

3. 財産権の保障

- ・ 29条1項は、個人が現に有する具体的な財産上の権利と、個人が財産権を享有できる法制度とを保障する(森林法事件最高裁判決(最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁))。
- ・ 29条2項は、1項で保障された財産権の内容が、法律によって一般的に制約されるものであることを明らかにしている。

- ・ 29条3項は、公共のために個人の私有財産を国家が制約できること、そして、その際には正当な補償が必要であることを規定する。
- ・ 補償が必要な場合とは、国家が特定個人に特別の犠牲を加えた場合である。すなわち、侵害行為が特定の者を対象とするものであるか否かと、侵害の程度が受忍限度を超えるものであるか否かを総合的に判断する。
- ・ 正当な補償とは、原則として、制約された財産の客観的な市場価格の全額を補償することをいう(土地収用法事件最高裁判決(最判昭和48年10月18日民集27巻9号1210頁))。ただし、判例は、戦後の農地改革のように社会の著しい変化が生じた場合などには、例外的に、当該財産について合理的に算出された相当な額であれば足りるとしたこともある(農地改革事件最高裁判決(最大判昭和28年12月23日民集7巻13号1523頁))。

今回の講義の復習として、教科書の 2.1.1～2.3.2 (37-41 頁)、6.1.1～6.1.3 (139-144 頁)、6.3.1～6.3.3 (154-159 頁) を読んでおきましょう。
次回も、経済的自由権です。職業選択の自由(22条1項後段)を取り上げます。

Q10 財産権に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。
ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. 憲法第29条第1項は、「財産権は、これを侵してはならない。」と規定し、私有財産制度を保障するだけではなく、社会的経済的活動の基礎をなす個人の財産権を基本的人権として保障している。
- イ. 憲法第29条第2項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定し、財産権が公共の福祉による制約に服することを明らかにしている。同項にいう公共の福祉は、社会国家的公共の福祉に基づく財産権に対する制約を意味しており、自由国家的公共の福祉に基づく財産権に対する制約を意味するものではない。
- ウ. 憲法第29条第3項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と規定しているが、同項にいう補償の対象となるのは、特定の者に対してその財産権に内在する社会的・自然的制約を超えて特別の犠牲を課する場合であり、例えば、ため池の堤とうの土地利用制限は、その制限が堤とうを使用する財産上の権利を有する者の財産権の行使をほとんど全面的に禁止するものであるときは、特別の犠牲を課するものとして、当然に同項の補償を要する。
- エ. 憲法第29条第3項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と規定しているが、同項にいう正当な補償とは、その当時の経済状態において成立すると考えられる価格に基づき合理的に算出された相当な額をいうのであって、必ずしも常にかかる価格と完全に一致することを要するものではない。
- オ. 公共のためにする財産権の制限が憲法第29条第3項により補償を必要とするにもかかわらず、当該財産権の制限を定めた法令に損失補償に関する規定を欠く場合、そのことをもって当該法令があらゆる場合について一切の損失補償を否定する趣旨とまでは解されず、その損失を具体的に主張立証して、直接憲法第29条第3項を根拠にして、補償請求をすることができる。

1. ア、エ 2. ア、オ 3. イ、ウ 4. ア、エ、オ 5. イ、ウ、オ

(2023年度国家公務員採用一般職試験)